

お知らせ（薬）009
令和2年9月18日

医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。
なお、詳細については、別表及び別紙を参照願います。

記

- 1 令和2年3月5日付け厚生労働省告示第56号に基づく経過措置医薬品の廃止（変更区分「9」：66コード）（別表1）
- 2 令和2年6月25日付け「お知らせ（薬）007」に基づく商品名医薬品の廃止（変更区分「9」：126コード）（別表2）
- 3 前1に伴う「歯又は顎単位に使用する特定薬剤」に係る医薬品コードの廃止（変更区分「9」：3コード）（別紙1）
- 4 「歯又は顎単位に使用する特定薬剤」に係る医薬品コードの新設（変更区分「3」：3コード）（別紙2）
- 5 「項番19：歯科特定薬剤」の変更（変更区分「5」：3コード）（別紙3）

別紙1

歯又は顎単位に使用する特定薬剤に係る医薬品コードの廃止

変更区分「9」（3レコード）

医薬品コード	医薬品・規格名	金額	廃止年月日
630010043	デルゾン口腔用軟膏0.1%（1／3顎）	15	20200930
630010044	デルゾン口腔用軟膏0.1%（2／3顎）	30	20200930
630010045	デルゾン口腔用軟膏0.1%（1顎）	45	20200930

別紙2

歯又は顎単位に使用する特定薬剤に係る医薬品コードの設定

変更区分「3」（3レコード）

令和2年10月1日適用

医薬品コード	医薬品・規格名	金額種別	金額
630010086	デキサメタゾン口腔用軟膏0.1%「日医工」（1／3顎）	3	15
630010087	デキサメタゾン口腔用軟膏0.1%「日医工」（2／3顎）	3	30
630010088	デキサメタゾン口腔用軟膏0.1%「日医工」（1顎）	3	45

別紙3

「項番19：歯科特定薬剤」の一部変更

医薬品コード	医薬品名・規格名	変更区分	【変更後】 項番19：歯科特定薬剤	【変更前】 項番19：歯科特定薬剤
620007673	デキサメタゾン軟膏口腔用0.1%「CH」	5	1	0
620508601	デキサメタゾン口腔用軟膏0.1%「NK」	5	1	0
621500002	デキサメタゾン口腔用軟膏0.1%「日医工」	5	1	0